

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、<u>五万三千五百円</u>とする。</p>	<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、<u>五万八千円</u>とする。</p>